

## BIS決済・市場インフラ委員会報告書

### 「リテール決済の分野におけるノンバンク」

#### Non-banks in retail payments

#### エグゼクティブサマリー（日本銀行仮訳）

リテール決済システムやその決済手段が安全かつ効率的に機能することは、それらが金融システムおよび実体経済に対し重要な役割を果たしていることから、多くの中央銀行にとって主要な関心事項である。BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）<sup>1</sup>は、こうしたリテール決済の分野における継続的な取組みの一環として、2012年5月に報告書「リテール決済の分野におけるイノベーション」（原題：“Innovations in retail payments”）を公表し、その中で、当該分野におけるノンバンクの役割が一段と高まっていることを指摘した。CPMI は、当該報告書のフォローアップとして、「リテール決済の分野におけるノンバンク」に関するワーキング・グループを設置し、中央銀行への示唆も含めた分析的な調査を実施した。

こうした目的から、上記ワーキング・グループは、対象とするノンバンクを、「リテール決済サービスの提供に関与し、その主な業務が預金の受入と貸出の実行ではない先」と定義した。本報告書が対象とする決済サービスは、クレジットカード、デビットカード、銀行間振替、口座引落、小切手、電子マネーや送金サービスなど、一般に広く用いられているリテール決済手段に関連するすべての活動を含む。

リテール決済におけるノンバンクに関する調査は、ワーキング・グループが実施した2つの実態調査を土台にしている。こうした実態調査は、ノンバンクが決済プロセスのすべての段階、かつあらゆる決済手段に亘って関与していることを明らかとした。ワーキング・グループは、主にノンバンクが関与する一連の決済プロセス、サービスの種類、銀行との関係に基づき、ノンバンクを①消費者や企業といったエンドユーザーに対し直接サービスを提供するフロントエンド・サービス提供者、②主に銀行に対しサービスを提供するバックエンド・サービス提供者、③リテール決済インフラの運営者、④消費者や企業へのフロントエンド・サービスの提供と清算・決済サービスを組み合わせたエンド・トゥ・エンド・サービス提供者、という4つのタイプに分類している。

---

<sup>1</sup> BIS 支払・決済システム委員会（Committee on Payment and Settlement Systems : CPSS）は、2014年9月1日より、BIS 決済・市場インフラ委員会（Committee on Payments and Market Infrastructures : CPMI）に名称を変更。同日以前に公表された報告書に言及する際は、旧称が用いられる。

リテール決済サービスには、ノンバンクの参入を促す多くの特徴が存在する。当該サービスにおいて、ノンバンクは、規模・範囲の経済を活かし、特定分野に特化したサービス提供を行うことができる。また、リテール決済におけるノンバンクの役割を高める特定の要因としては、①銀行による、決済・技術関連業務のアウトソーシングの傾向、②新たな支払ニーズの出現を含めた、支払習慣や顧客嗜好の変化、③決済手法の技術革新等が挙げられる。さらに、こうした要因に加え、規制環境も、リテール決済へのノンバンクの参入に影響を及ぼす。

これらの要因は、リテール決済システムの効率性およびリスクに関する示唆をもたらす。効率性に関しては、ノンバンクは、規模・範囲の経済を活かすことでリテール決済サービスのコストを削減することができる。また、ノンバンクが、フロントエンド・サービス提供者として銀行と競争することで、現金の代替手段としての個人間送金など、新たな決済手法を含めた、より幅広い決済手段の提供が可能となり、エンドユーザーのリテール決済サービスへのアクセスが向上することが期待できる。こうした競争は、伝統的な決済システムの改善をもたらし、銀行振込の即時入金化や 24 時間化につながるほか、エンドユーザーのコスト削減にもつながる。こうしたサービスの開始は、公的機関の働きかけを介し、銀行と技術提供者としてのノンバンクの協働を伴う場合がある。さらに、ノンバンクの参入が、金融包摂の実現に寄与する分野や法域もある。

ノンバンクが決済サービスにおける一連のプロセスにおいて様々な段階のサービスを提供することは、リテール決済システムにおいて少なくともいくつかのリスクに関する示唆を持つ。こうした示唆は、ノンバンクの種類や提供されるサービスによって異なる。バックエンド・サービス提供者は、決済プロセスの特定の機能を集中的に担うことで、そのサービスの中断が広範囲に影響を与えるリスクや、アウトソーシングに付随するリスクなど、オペレーショナル・リスクをもたらす可能性がある。もっとも、決済における安全性を高めるような、専門性の高いサービスを通じてリスクを削減できる場合もある。フロントエンド・サービス提供者やエンド・トゥ・エンド・サービス提供者は、詐欺やその他消費者保護に関連するリスクに影響を与える可能性がある。リテール決済において、ノンバンクの参入がもたらすリスクは、特に銀行とノンバンクが同じ形態のサービスを提供する場合、基本的には銀行がもたらすリスクと変わらない。しかし、銀行とノンバンクでリスクの種類に大きな相違がない場合であっても、適用される規制によっては、リスク削減策の違いへと繋がる可能性がある（そしてそれは、リスクが顕現化する確率や、その潜在的な影響の違いとなり得る）。

決済システム・サービスの安全性および効率性は、中央銀行にとって主要な関心事項

であるが、ノンバンクに対する規制は、CPMI メンバーの法域間で大きく異なる。つまり、規制の枠組みそのものに加え、ノンバンクの規制上のステータス（免許取得要件など）、関連当局やそれらが用いる規制手段も含めて異なっている。こうした規制の違いは、各法域におけるノンバンクの役割やリスク・プロファイルによってもたらされる。また、ノンバンクが国内の資金決済システムやインフラにアクセスできる範囲も関連する政策や規制により大きく異なってくる。

ノンバンクがリテール決済の分野において存在感を増していることは、中央銀行および他の当局にとって様々な論点を提起している。具体的には、オペレーショナル・リスク、公平な競争環境の確保、消費者保護、そしてリテール決済のサービス・活動が単体または少数のノンバンクに集中的にアウトソーシングされた場合に生じ得るリスクなどが挙げられる。

中央銀行および他の当局は、リスクや公平な競争環境の確保に関する論点等、本報告書において分析された論点を把握し、それらのインプリケーションについて検討すると共に、各法域において必要に応じて行動することが望ましい。